

(前のページより続き)  
 特殊法人等  
 独立行政法人都市再生機構、農林水産省共済組合定款の一部変更関係  
 地方公共団体  
 公債抽せん(東京都区) 関係  
 会社その他

### 府令

○内閣府令第二号  
 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百六十二条の二の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令を次のように定める。  
 平成二十二年一月二十九日  
 内閣総理大臣 鳩山由紀夫

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令  
 (定義)  
 第一条 この府令において使用する用語は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十九号。以下「有価証券取引等規制府令」という。)において使用する用語の例による。

第二条 発行会社が取引所金融商品市場において上場等証券の買付け等を行う場合には、有価証券取引等規制府令第十七条の規定の適用については、同条中「次に掲げる要件」とあるのは、「次に掲げる要件(第二号に掲げる要件を除く。)」と、同条第四号イ中「百分の二十五」とあるのは「百分の百」とする。  
 (発行会社以外の者による上場等証券の買付けの委託等の特例)

第三条 有価証券取引等規制府令第十六条第二号から第四号までに掲げる上場等証券の買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う者が当該買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う場合には、有価証券取引等規制府令第二十一条の規定の適用については、同条中「第十七条各号」とあるのは、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第二号)第二条の規定による改替後の第十七条各号(第二号を除く。)」とする。

附則  
 1 この府令は、平成二十二年一月一日から施行する。  
 2 この府令は、平成二十二年四月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この府令は、その時以後も、なおその効力を有する。  
 3 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 省令

○厚生労働省令第十一号  
 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第二十二條第二項及び第二十三條第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成二十二年一月二十九日  
 厚生労働大臣 長妻 昭

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令  
 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。  
 別表第四愛知の款豊橋の項管轄区域の欄及び別表第五愛知の款豊川の項管轄区域の欄中、「宝飯郡」を削る。

附則  
 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○農林水産省令第六号  
 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成二十二年一月二十九日  
 農林水産大臣 赤松 広隆

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。  
 別表二の一の項植物の欄中「及び第五十一」を「、第五十一及び第五十三」に改め、同表の付表に次のように加える。  
 五十三 ベルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種のマングウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附則  
 この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十一号  
 統計法(平成十九年法律第五十三号)第十八条の規定に基づき、内航船舶輸送統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成二十二年一月二十九日  
 国土交通大臣 前原 誠司

内航船舶輸送統計調査規則の一部を改正する省令  
 内航船舶輸送統計調査規則(昭和三十八年運輸省令第十六号)の一部を次のように改正する。  
 第四条第三項中「第二十五条の二」を「第二十五条の四」に改める。  
 第五条第一項及び第二項を次のように改める。  
 内航船舶輸送実績調査は、毎月、国土交通大臣が内航船舶輸送実績調査票を配布し記入を求めることにより行う。  
 2 自家用船舶輸送実績調査は、毎年一回、国土交通大臣が自家用船舶輸送実績調査票を配布し記入を求めることにより行う。

附則  
 1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 調査の時期の末日がこの省令の施行の日前に属する調査については、なお従前の例による。

### 告示

○金融庁告示第九号  
 金融商品取引法施行令(昭和四十年改令第三百二十一号)第二十六條の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。  
 平成二十二年一月二十九日  
 金融庁長官 三國谷勝範

金融商品取引法施行令第二十六條の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。  
 一 上場有価証券(金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)以下「法」という。)第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。)が上場する有価証券をいう。  
 二 店頭売買有価証券(法第六十七條の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。)

附則  
 1 この告示は、平成二十二年一月一日から適用する。  
 2 この告示は、平成二十二年四月三十日限り、その効力を失う。